

薬剤師



病棟での薬剤師の役割

薬剤部長 長谷川 功

国の政策として厚生労働省は、「国民医療の資質向上を図る」ために医薬分業をすすめております。当院におきましてもこの趣旨をふまえ、本年4月より医薬分業を実施し、全診療科におきまして「院外処方せん」を発行することになりました。近年、我が国では医療の高度化に伴い、より専門分野に細分化された質の高い医療が求められております。つまり、地域の薬局の薬剤師に病院の外來患者さんの薬を管理してもらい、病院の薬剤師は入院患者さんの薬物療法に力を注ぐという役割分担です。医薬分業が進むと、医療環境も変化します。

このような業務の変革により、病院の薬剤師も病棟での薬剤業務に今以上に力を注ぐことができるようになりました。では、病棟でどんなことをしているのでしょうか。

入院時に患者さんが持参される薬は、当院で採用されている以外のものも多くあります。最近ではジェネリック医薬品の推進もあり、同じ成分でも商品名が違う薬品や同種同効薬がたくさんあります。そこで薬剤部では、持参された薬の服用方法や当院で代わりとなる薬剤の有無などをチェックし「持参薬鑑別書」を作成しています。

ここでのチェックが非常に大切で、手術目的の入院で血液をサラサラにするお薬を服用していた場合は中止にするなど、医師に情報提供しなければいけません。このようなチェックがまず入院時での持参薬鑑別の重要なポイントとなります。

持参薬の情報が適切に伝わっていないばかりに思わぬ結果を招くこともあります。この鑑別書の情報が医師、看護師に持参薬の正しい情報を提供し、重複投与の回避や入院中の安全な持参薬の継続のために役立っています。

薬剤師が病棟にいる時間が多くなり、重複薬や避けるべき薬の組み合わせなどきめ細かい処方監査をし、それを主治医に伝える積極的介入が医療安全の面からも大変重要です。また患者さんへの投薬について、患者さん等が十分に理解できるように説明・指導を行い、良好な信頼関係を構築し、適正な薬物療法が継続できるように支援していかなければなりません。

薬剤師が患者さんに処方薬をどうして服用しなくてはいけないのか、どういうことに注意しなくてはいけないのか、いつ服用しなくてはいけないのかなど、病状に合わせて説明を繰り返すことで、病気に対する理解、また治療効果の向上や副作用防止など患者さんの利益への貢献につながり、最大のメリットになります。

医療安全の面からも各医療スタッフからの薬剤に関する様々な質問に対し、速やかに、的確に答え、常にコンタクトを取ることで、病棟でのチーム医療に貢献できると考えます。このようなことすべてが、医療安全、薬物療法の質の向上につながります。

薬剤師は身近にいますので何かわからないことがありましたら、遠慮なく聞いていただければ幸いです。

★中部ろうさい病院のホームページで、〈病院の情報〉〈フィリア・レター〉〈ろうさい病院つうしん〉がご覧いただけます。携帯電話からもアクセスできます。どうぞ、ご利用ください。